6 値 産 振 第 3 8 9 号 令 和 7 年 3 月 10 日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

小値賀町長 西村 久之

市町村名		小値賀町
(市町村コード)		(42383)
地域名		小値賀地域
(地域内農業集落名)		(大島地区)
協議の結果を取りまとめた年月日		令和6年6月25日
		(第1回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。 注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

- 1 地域における農業の将来の在り方
- (1) 地域農業の現状及び課題
 - ・担い手(後継者)が不足している。
 - 高齢化により管理を委託する農地が増加しているため、担い手の負担が増えている。
 - ・中山間直接支払及び多面的交付金の協定面積が減っている(取組集落の減)。
- (2) 地域における農業の将来の在り方
 - ○将来の農地利用のあり方
 - ・農地の維持が過度な負担となり自らの経営に支障が出ないように配慮する。
 - 新規参入を促進するが、町外からの企業参入に対しては、農業委員会において慎重な協議をお願いする。
 - ・農地保全対策は、新たな耕作放棄地の発生抑制を第一に考え、既存の耕作放棄地については、費用対効果を 考えながら解消を図る。(守るべき農地を明確にする。第一は基盤整備済みの農地を守る)
 - ○農地中間管理機構の活用方針
 - ・農地の貸借方法に関しては、原則として個人の意思を尊重する。
 - ・農地中間管理事業については、選択肢の一つとして推奨する。
 - 〇大島地区
 - ・水稲の栽培を基礎とし、施設野菜(メロン、実えんどう、ゴーヤ)と露地野菜(落花生等)の栽培を推進する。
 - ・また、農家当たりの管理する農地が課題となっているため、守るべき農地を明確にしていく。
- 2 農業上の利用が行われる農用地等の区域
- (1) 地域の概要

区域内の農用地等面積		13.0 ha
	うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	13.0 ha
	(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2)農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とする。 保全・管理等が行われる区域については、具体的な取り組みが計画された場合に設定していく。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

_	典状の返去のたけたに合けた 典界地のなるかとの公人かた利用を図えたよにと悪たまま
3	農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項
	(1)農用地の集積、集約化の方針
	農地中間管理機構を活用して、認定農業者や法人及び認定新規就農者などを中心に、農地の集積・集約化を 進める。
	 (2)農地中間管理機構の活用方針
	農地中間管理機構を活用しつつ、農業者の経営状況に応じて段階的に集約化を進める。
	(3)基盤整備事業への取組方針
	担い手のニーズを踏まえ、必要に応じて基盤整備事業に取り組む。
	多面的機能支払交付金の資源向上活動等を活用し、農道や水路、ため池等の資源の長寿命化整備に取り組 む。
	(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
	認定農業者や法人及び認定新規就農者など農業を担う者を確保していくため、JAや県、町などの関係機関と
	連携して相談体制を確立するとともに、経営や栽培技術の情報提供や指導などの支援を行っていく。
	(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
	担い手や多面的機能支払交付金事業の取組組織と連携し、適切な農地の維持管理を行い、可能な限り遊休農地の発生防止を図る。
	地の光生的正で図る。
	以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)
	☑ ①鳥獣被害防止対策 □ ②有機・減農薬・減肥料 ☑ ③スマート農業 □ ④畑地化・輸出等 □ ⑤果樹等
	□ ⑥燃料·資源作物等 □ ⑦保全·管理等 □ ⑧農業用施設 □ ⑨耕畜連携等 □ ⑩その他
	【選択した上記の取組方針】
	①イノシシなどによる有害鳥獣被害が拡大しないよう、防護柵を設置など有害鳥獣対策を行う。
	③農業のスマート化を図り、効率的な経営を目指す。
	⑦地域と多面的機能支払交付金事業及び中山間地域等直接支払交付金事業の取組組織で連携し、適切な
	農地の維持管理を行う。 ⑧担い手の営農や農業を担う者の利用状況などを考慮し、農業用施設の整備を進める。
	⑩地域内の農業を担う者等変更が生じた場合には、地域計画の見直しを農業委員、農地利用最適化推進
	委員等の地域代表者への確認や書面やホームページ等による簡易な方法による協議を行う。